

泉佐野市市章の使用基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉佐野市の市章（昭和23年4月1日制定。以下「市章」という。）を泉佐野市（以下「市」という。）以外の者が使用する場合の取扱いについて、その使用基準を定め、市章の尊厳と市民の象徴を保護することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 市章に関する一切の権利は市に帰属する。また、市章は、市を象徴するものであるため、その取扱いに当たっては、その意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用基準)

第3条 市章の使用は、その目的が公共性及び公益性を有し、市民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与すると認められる場合であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り許可するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の宣伝、あるいは信用を高めるために使用されるおそれのある場合
- (3) 営利目的で使用されるおそれのある場合
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者が使用する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、許可することが不適当と認められる場合

(使用申請)

第4条 市章を使用する者は、次に掲げる場合を除き、泉佐野市章使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 市が共催する事業において使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が、教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに使用の目的、内容等を審査し、使

用の可否を泉佐野市章使用承認通知書（様式第2号）又は泉佐野市章使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用条件）

第6条 市長は、市章の使用を許可する場合は、必要により条件を付けることができる。

2 前条の規定により使用の承認を得た者（以下「使用者」という。）は、市章を使用するにあたって、市章の尊厳並びに品位を損なうような形状の変更や色の設定を行ってはならない。

（承認事項の変更）

第7条 使用者は、承認を受けた事項等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請により承認を受けた場合
- （2）市の付した条件に違反した場合
- （3）その他使用にふさわしくないと認められる行為があった場合

2 前項の取消しは、泉佐野市章使用承認取消し通知書（様式第4号）により、使用者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認を取り消された場合において、使用者に損害が生じても、市は、その損害の責めを負わないものとする。

（担当部署）

第9条 市章の使用承認に係る手続は、自治振興課において行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(様式第1号)

泉佐野市章使用申請書

年 月 日

泉佐野市長

申請者 住 所
氏 名

このたび下記事業を行うに当たり、泉佐野市章の使用承認を得たいので申請します。

記

使 用 目 的	
使用方法又は 制 作 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する数又は 制 作 す る 数	

※事業計画書、図面、位置図等、当該事業に係る仕様が分かる書類を添付してください。